

## 世羅町障がい者活躍推進計画

世羅町長

奥田 正和

世羅町教育委員会教育長

松浦 ゆう子

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

策定主旨	<p>令和元年6月に、障がい者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障がい者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。</p> <p>世羅町として、障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮でき、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、職員全体で取り組んでいくことが重要です。</p> <p>そこで、「障がい者活躍推進計画」を策定しました。本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.41% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。 毎年6月中に、HPにて公表するものとする。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を生じさせない （方法）所属長及び人事担当者により、年度内に定期面談を行う。 毎年7月に計画推進会議を開催する。 （委員：総務課長補佐、障害者支援係長、労働組合より4名）</p>

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○令和2年5月までに、障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がい者雇用に関する職員研修を開催する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>